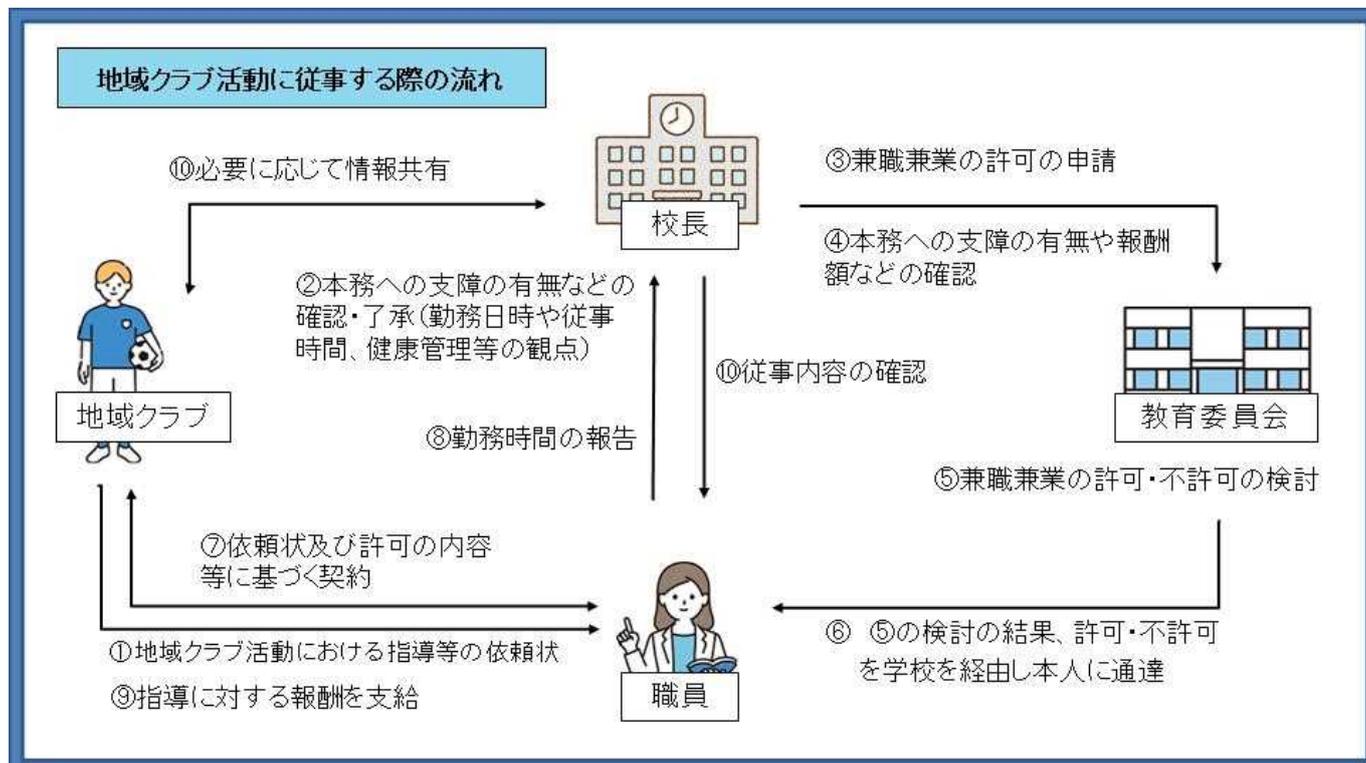


地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について

吉岡町では、令和5年9月に策定された「吉岡町休日部活動の段階的な地域移行推進計画」をもとに、段階的に部活動の地域移行を開始しています。

これにより、勤務時間外に報酬を受けて地域クラブ活動への従事を希望する場合は、吉岡町教育委員会の地域クラブ活動「**兼職兼業の許可**」が必要となります。地域クラブ活動への従事を希望する場合は、校長に相談・了解を得た上で申請を行ってください。

※無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で指導する場合は、許可は不要です。



許可の基準

兼職兼業の許可は申請の内容が本務である学校での職務遂行に支障を生じず、かつ教員の職の信用を傷つけたり信頼に悪影響を与えるものでないこと。

また、時間外在校等時間と地域団体における「労働時間」の通算が、次に掲げる時間数を超過せず、かつ、申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがない場合に許可されます。

◆「時間外在校等時間」と地域団体における「労働時間」の通算が45時間以内※となることを原則とする。ただし、45時間を超えることが想定される場合は、管理職や教育委員会に事前に相談して判断をする。

※ 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)に規定。

地域クラブ活動に従事する場合のその他の留意点

◆ 指導中に事故があった場合に備えて

- ① 事故が発生した場合の責任主体は、学校ではなく、地域団体や大会の主催者が責任を負うこととなります。事故等に備えた保険に地域団体や大会の主催者が加入しているか確認してください。
- ② 職員本人に事故があった場合には、損害賠償等の民事上の責任については、基本的に地域団体との雇用関係において対応がなされるものです。当該団体等において一括した保険に加入しているか、加入していなければ個人で適切な保険に加入してください。

(参考) 文部科学省通知

○公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(令和5年1月30日)

○「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取り扱い等について(令和3年2月17日)